

令和5年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

別添「令和5年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(2) 業務名

令和5年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容により変更することがあります。

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

2. 業務に要する費用（事業費限度額）

9,500,000円（税込）

- ・なお、参考見積書の金額が事業に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 本業務の公示日から候補者特定の日までの期間において、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止措置を受けていないこと。弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合、弘前市建設業者等指名停止要領の措置要件に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同上第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 第一種旅行業又は第二種旅行業の登録を受けていること。
- (7) 過去5年間で農業関連事業に携わった実績があること。

(8) 弘前市に本社または支店等を有する法人、または、弘前市に本社または支店等を有する法人を含む共同事業体。また、共同事業体にあつては以下の要件を全て満たすこと。

- ①共同事業体の代表者は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。
- ②共同事業体の構成員のうち1者以上は、上記(6)及び(7)の要件を満たすこと。
- ③共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
- ④共同事業体の全ての構成員は、別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年6月9日(金)午後4時まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。また、提出時には、別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。
提出先メールアドレス：nousei@city.hirosaki.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和5年6月14日(水)
- (4) 回答方法：弘前市ホームページに掲載

5. 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類：各1部
 - ①参加意思表明書(様式2)
 - ②第一種旅行業登録又は第二種旅行業登録の写し
 - ③国内旅行取扱管理者証又は総合旅行取扱管理者証の写し(少なくとも1名分)
 - ④登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書の写し
 - ⑤財務諸表等の写し
 - ⑥直近年度の国税(法人税と消費税及び地方消費税)、地方税(法人市民税と固定資産税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)の写しを各1部ずつ提出すること。ただし、本社及び事業所等が弘前市内にない場合、国税分のみ提出とする。
※注意事項
・令和5年度弘前市競争入札参加資格名簿に登録されている者は、提出書類④～⑥を省略することができます。
 - ⑦共同事業体の場合
・構成員名簿(様式自由。ただし、代表者と構成員名を記載すること。)
・構成員が、弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合にあつても④～⑥の書類の写しを提出することで、当プロポーザルに限り参加できる。
- (2) 提出期限：令和5年6月20日(火)午後4時まで(必着)
- (3) 提出先：弘前市上白銀町1-1 弘前市役所農林部農政課

- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。(土曜、日曜日を除く。)
 - ・郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限内に必着とする。
- (5) 参加資格の通知
- 参加資格審査の結果は、参加表明者に電子メールで通知する。

6. 企画提案書等の作成及び提出について

(1) 提出書類・必要部数

- ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式3）・・・原本1部
- ②実施体制各種調書及び企画提案書等・・・原本1部、副本7部。
原本1部は会社名を記入したものとし、副本7部は会社名が推測できないように作成すること。
 - ア 会社概要（様式4）
 - イ 業務実績調書（様式5）
 - ウ 業務責任者の経歴及び実績調書（様式6）
 - エ 再委託調書（様式7）
※他の企業等に当該業務の一部について再委託する場合にのみ提出すること。
 - オ 企画提案書（任意様式）
別紙「令和5年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

(2) 提出期限等

- ①提出期限：令和5年7月3日（月）午後4時まで
- ②提出先：弘前市上白銀町1-1 弘前市役所農林部農政課
- ③提出部数：原本1部と副本7部
- ④提出方法：持参又は郵送により提出すること。
 - ・持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。(土曜、日曜日を除く。)
 - ・郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限内に必着とする。
- ⑤提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和5年7月7日（金）（予定）

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

- ・提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を評価基準（別紙）に基づいて審査するとともに、プレゼンテーション及びヒアリング審査（以下「プレゼンテーション審査等」という。）を実施します。
- ・審査はリモート（ZOOM）によるオンラインでのみ行います。

- ・審査当日のプレゼンテーション開始時間、入室方法、ルーム ID 等については、7 月 5 日（水）午後 5 時までには市から提案者へメールで通知します。
- ・プレゼンテーションで使用する資料について、提出された企画提案書を紙媒体で審査員へ配布しますが、ZOOM の画面共有機能の使用も可とします。ただし、提出された企画提案書以外の追加資料等は認めません。
- ・プレゼンテーションでの説明時間は 1 者あたり 20 分以内、参加者は 2 名までとします。
- ・提案者を特定することができる内容は伏せること。
- ・プレゼンテーション審査等は、参加意思表明書の受付順に実施します。
- ・審査は、「令和 5 年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」により定められた委員が行います。
- ・提案者が 1 者の場合においてもプレゼンテーション審査等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。
- ・審査の結果、最高点を取得した提案者が 2 者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

(2) 審査結果の通知

- ・審査結果を電子メールにより通知します。
- ・また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に担当課へ説明を求めることができます。

8. 評価基準及び配点

評価基準及び配点については、別紙「評価基準」のとおり。

9. 契約

- ・令和 5 年度農業・観光連携りんご産業活性化事業の実施にあたっては、令和 5 年第 2 回定例会における補正予算の成立を条件とし、成立しなかった場合は、本プロポーザルは企画提案書の提出のみにとどまるものとする。
- ・受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

10. 日程

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ・公示 | 令和 5 年 6 月 5 日（月） |
| ・質問受付締切 | 令和 5 年 6 月 9 日（金）午後 4 時まで |
| ・質問回答 | 令和 5 年 6 月 14 日（水） |
| ・参加意思表明書の受付締切 | 令和 5 年 6 月 20 日（火）午後 4 時まで |
| ・企画提案書等受付締切 | 令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 4 時まで |
| ・審査 | 令和 5 年 7 月 7 日（金） |
| ・結果通知 | 令和 5 年 7 月 10 日（月） |
| ・契約締結 | 令和 5 年 7 月中旬（予定） |
| ・業務開始 | 令和 5 年 7 月中旬（予定） |

1 1. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案者が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合

1 2. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の提案をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、候補者の決定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- (6) 企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとします。
 - ・企画提案書等の著作権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
 - ・プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。
 - ・提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成 18 年弘前市条例第 19 号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響が生じるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 3. 担当部署（提出・問い合わせ先）

弘前市農林部農政課 担当：齋藤・成田

住所：〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話：0172-40-7102（直通）

メールアドレス：nousei@city.hirosaki.lg.jp